

議案第10号

鳥取県行政手続条例の一部改正について

次のとおり鳥取県行政手続条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年9月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県行政手続条例の一部を改正する条例

鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第6章 補則（第37条－<u>第44条</u>）</p> <p>附則</p> <p><u>（県民からの依頼に対する対応）</u></p> <p><u>第43条 知事等は、県民（県民を構成員とする団体等を含む。）</u> <u>から行われた県の後援名義の使用の依頼、講師等の派遣の依頼、</u> <u>県の施設又は設備の使用の依頼その他これらに類する依頼（法</u> <u>第2条第3号に規定する申請、第2条第5号に規定する申請、</u> <u>法第2条第7号に規定する届出及び第2条第9号に規定する届</u> <u>出に該当するものを除く。）に対して、当該依頼に応じないと</u> <u>きは、当該依頼を行った者に対し、次に掲げる事項を教示する</u> <u>ものとする。</u></p> <p><u>（1） 依頼に応じない旨及びその理由</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第6章 補則（第37条－<u>第43条</u>）</p> <p>附則</p>

(2) 当該事案の対応責任者の職及び氏名

(3) 依頼に応じないことに異議があるときに、その異議を申し出ることのできる行政機関の名称

2 前項の教示は、同項の依頼が書面により行われたときは、同項各号に掲げる事項を記載した書面を交付して行うものとする。

3 第1項の規定により教示を受けた者は、知事等が依頼に応じないことに異議があるときは、同項第3号に規定する行政機関の長に対し異議の申出を行うことができる。

4 行政機関の長は、前項の規定により異議の申出を受けたときは、当該申出の内容を調査の上、必要な措置を講ずるとともに、当該対応の結果を当該異議を申し出た者に対し回答するものとする。

(委任)

第44条 略

(委任)

第43条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。